

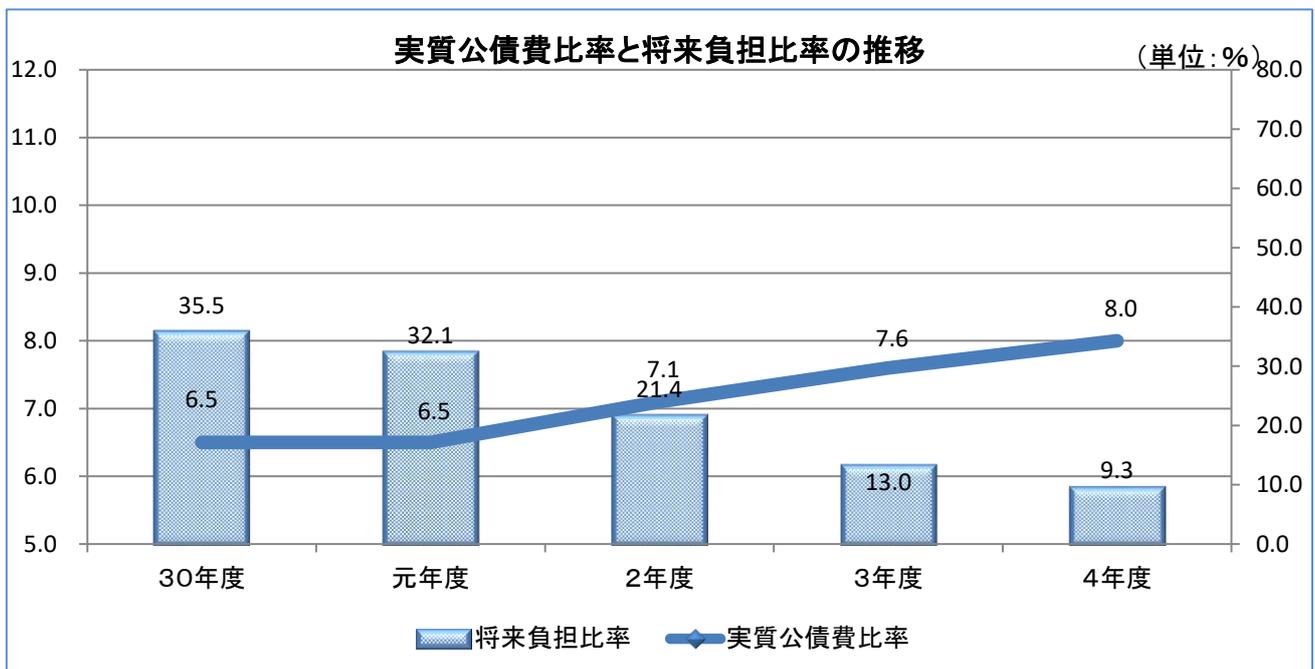
甘楽町の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

令和4年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果がまとまりましたので報告します。

財政指標	健全化判断比率等	総務省が定める基準		備考
		早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%	実質赤字はありません。
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%	連結実質赤字はありません。
実質公債費比率	8.0%	25.0%	35.0%	※1
将来負担比率	9.3%	350.0%	—	※2
資金不足比率	水道事業	—	20.0%	資金不足は実質黒字のため比率はありません。
	下水道事業	—		

※1 実質公債費比率は、保育園・幼稚園の民営化に伴う普通交付税の減額及び臨時財政対策債発行可能額の減額により標準財政規模が減少したことが影響し増加となりました。単年度の実質公債費比率は前年度と比較し0.9ポイント増加し、3か年平均では0.4ポイントの増加となりました。

※2 将来負担比率は、地方債の新規発行額抑制に努めたことによる現在高の減少や、農業集落排水事業等の公営企業繰入見込額の減額が影響し、前年度より3.7ポイントの減少となりました。



1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計や特別会計(国民健康保険事業・介護保険事業特別会計など)について、歳出に対する歳入の不足額(実質赤字額)を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模(※1)で割った比率です。

(2) 連結赤字比率

公営企業会計を含む町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、標準財政規模で割った比率です。

(3) 実質公債費比率

一般会計や公営企業会計などの公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とした額で割った比率で、過去3年間の平均値です。

(4) 将来負担比率

地方債の残高や退職手当支給予定額など、将来負担することとなっている額(将来負担額)を、標準財政規模を基準とした額で割った比率です。

(※1) 標準財政規模とは

地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金や地方譲与税などを合わせた額で、その団体の一般財源の規模を表すものです。本町の令和4年度標準財政規模は3,770,897千円です。

2. 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額を事業規模で割った比率です。対象となる会計は、甘楽町水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ですが、資金不足は発生していません。